

マネジメントシステム認証機関の認定の手順 JAB MS200:2011 (D2) に対するコメント

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	PJR	付表 4	2. *15 *16	Q	EMS で 4 年以上認定を受けていれば、既認定分野と全く同じ認定分野で EnMS の拡大の認定を受ける場合には、認証実績も組織審査予定も「不要」という解釈をしたが、その理解で正しいか？		回答： その通りです。ただし、申請時に組織審査予定がない場合は、最初に発生した組織審査に立ち会うことが認定の条件となります。
2	PJR	付表 5	3. *8	G	EMS で 4 年以上認定を受けていれば、既認定分野で EnMS の拡大の認定を受ける場合には、組織審査立会は認定授与後でよいとある。この場合、認定授与後いつまでに組織審査立会を受ける必要があるのかが不明である。また、認定を授与した後に立会を行なった場合に、そこで不適合が検出された場合の手続きについても、明示するなどしていただきたい。		： いつまでに組織審査立会を受ける必要があるかの期限は設けていません。 認定授与後の組織審査立会は臨時審査として扱われ(MS200 の 14.3.4)、不適合が検出された場合の手続きは、MS200 の 13 に拠ります。 臨時審査としての扱いを明確にするために、付表 5 の*8 に下線部を追記します；…立ち会うことを条件に、認定を授与する。 <u>なおこの立会いは 14.3.4 に準じて行う。</u> EMS では認定…

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。